

令和三年三月一日

第一一六回教学高等講習会

## 国家仏教と法然浄土教

小此木 輝之

## 【講義概要】

国家（こっけ）は別に天皇家を意味する。古代国家は天皇家を中心に機能し、仏教はそれを守護した。しかし、法然上人の仏教は天皇家の護持や国家行事の遂行よりも、個人が念仏を唱え、いかに往生するかということに力点が置かれた。

古代以来の神仏習合の仏教を信奉してきた皇族や貴族にとって、法然上人の「専修念仏」はどのように認識されたか。また法然上人はそれにどのように対応し、弟子たちはどのように理解したか、浄土宗草創期の困難な歴史を客観的に話してみたい。

## 【講義の視点】

貞慶は『興福寺奏状』に「近年は専修の行が盛んとなり、国家「王化中興の時」の仏教は中興の時を迎えようとしている。既に三学は廃れて、南都北嶺の仏教は滅亡に瀕している」と記す。この「国家こっけに奉仕する仏教」という認識こそが古代仏教の本質と言えよう。それがどのように形成されたか、古代神道国家と仏教受容まで遡って考察するのが本講義の第一の視点である。その歴史経過を無視して法然仏教の本質は見えてこない。

次に、今でも『一枚起請文』の「尼入道の無知のともがら：…」とは、女性蔑視であるとか、念仏は「僧侶が唱える」ものであるという人は多い。女性成仏は「変成男子の法」に頼っていた古代仏教の常識に対して、男女や有知無知に限らず往生できると説いた法然上人の姿勢は、周辺から非難と怨嗟の声があがった。その具体例を紹介し、法然上人の労苦を思い、教えを再認識することが、本講義の第二の視点である。

## 【資料の内容】

### 一、古代国家と仏教

- ① 祭政一致の古代国家
- ② ヤマト王権の統一理念としての仏教
- ③ 貴族支配の仏教
- ④ 白河院政以降の仏教

### 二、専修仏教と総合仏教

- ① 新仏教「達磨宗」の弾圧
- ② 「戒師」法然の立場

### ③ 武士の信仰の多様性

（熊谷直実の氏神信仰）

### ④ 地域における念仏信仰の

展開と課題

### 三、「念仏」に対する周囲の認識と法難

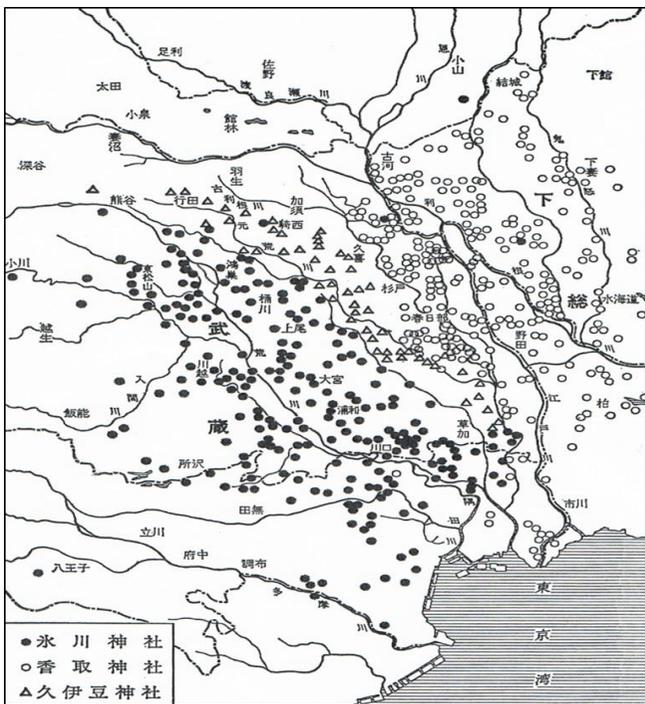
- ① 元久と建永の法難
- ② 嘉禄の法難
- ③ 貴族の念仏に対する認識

まとめ

一、古代国家と仏教

① 祭政一致の古代国家 (『記紀』伝承と古代国家)

ア 神社分布の語る古代国家



図は西角井政隆氏作成

- ・ 氷川神社 (素戔嗚) 旧武蔵国
- ・ 香取神社 (経津主) 旧下総国
- ・ 鹿島神社 (建御雷) 旧常陸国

\*伊弉冉が火の神(加具土)を生んで死んだので、伊弉諾は十拳剣で加具土を殺した。その血から生まれたのが経津主と健御雷とされる。↓皇祖神と血縁

イ 出雲勢力と国譲り

・ 経津主も建御雷も天照が葦原中国(日本国)を治める大国主に遣わし、「国譲り」を実行させた神。大国主の子の建御名方は反対して逃亡した。

\*経津主は物部氏、建御雷は中臣氏の氏神とする研究あり。

・ 建御名方は、高志国(後に越国)越前(能登・加賀)・越中・越後)から信濃(諏訪)に逃げた。母の沼河北売(奴奈川姫)の出身は高志国とされる。

\*北陸各県には出雲信仰が今に残る。



奴奈川姫像 (新潟糸魚川市)



諏訪大社 (本宮 拝殿)

## ウ 『記紀』以外の史料から見る古代国家の形成

- ・『魏志倭人伝』等にみられる「邪馬台国」「卑弥呼」二三〇〜四〇年頃の記述。
  - ↓九州では、吉野ヶ里遺跡（筑後川水系流域の小国家群）
- ・『肥前国風土記』（完形で残る五風土記の一）
  - ↓益城の土蜘蛛討伐と崇神天皇（一〇代）。↓景行天皇（一二代）の記事が多い。
  - ↓関東では景行天皇の子（ヤマトタケル）伝説が多く見られる。
- ・埼玉県行田市稻荷山古墳 鉄剣銘「辛亥年（四七一）獲加多支鹵大王」。
- ・熊本県玉名郡和水町江田舟山古墳 大刀銘「治天下獲□□□鹵大王」。
- ↓大長谷若建（雄略天皇）は『宋書』に書かれた倭の五王の「武」とされる。
  - 「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国」
  - （『宋書』倭王武上表文）
  - ↓次第に「ヤマト大王」治下に服属した過程がわかる。
  - ↓五世紀末頃までに氏神を祀る地域集団（小国）から国（国造）が形成された。

## ② ヤマト王権の統一理念としての仏教

### ア 天皇家の仏教信仰

- ・『書紀』では五五二年。『元興寺縁起』では五三八年。百濟聖明王から欽明天皇に。
- ・『書紀』は蘇我・物部の対立軸に神・仏を描くが、「氏神」を中心とした「地域国家群」をまとめる理念がなかった。
  - ↓神仏習合は統一国家の理念
- ・推古天皇三年（五九四）「三宝興隆の詔」（『日本書紀』）
- ・聖徳太子と十七条憲法（六〇四）

### イ 国家の形成と仏教

- ・天武天皇（四〇代） 〓六八六）
  - ↓壬申の乱後、律令を制定し、国史（『書紀』）を編纂し、古代国家の基礎を築いた。神道を整理し、仏教を保護した。
- ・聖武天皇（四五代） 七〇一〜七五六）
  - ↓疫病蔓延の中で、国分寺（七四一）、東大寺盧舎那仏造立の詔を出した。鑑真から戒を受け、後に東大寺戒壇院（七五四）を建立 ↓三戒壇
  - ↓国家（こっけい）天皇家）支配の精神的支柱
  - ↓皇族子弟と寺院住職（門跡寺院）。その後は貴族↓武士の時代まで

## ③ 貴族支配（摂関家）の仏教

### ア 『九条師輔遺誠』（原典は漢文、以下同）

先ず起き属星の名号を称えること七遍。(中略)次に**仏名**を誦え、及び尋常に尊重する所の**神社**を念ずべし。(中略)但し早く本尊を定め、手を盥洗しつつ宝号を唱えよ。真言を誦するがごとし。多少に至っては人の機根に随うべし。不信の輩は、非常に天命なり。前鑒すでに近くにあり。第三の関白貞信公(忠平)語りて云はく、延長八(九三〇)年六月二十六日、清涼殿霹靂するの時、侍臣色を失う。吾れは心中**三宝**に**帰依**すれば、殊に懼るるところ無し。

\* 仕事と生活に神仏が共存した

\* 関白基経―忠平―師輔

イ

『御堂関白記』寛仁三年(一〇一九)二月六日条(道長五十四歳)

甲午、心神常の如し、しかるに目なお見えず、二・三尺相い去れば、人の顔も見えず、ただ手に取る物ばかり見ゆ。いかに況んや庭前の事をや。陰陽師・医家魚肉を食すべきを申す。月ごろの間これを用いず。今は仏像・僧も見え奉らず。経巻近く目に当て読み奉る。若し此れより暗く成らば、如何がせん。仍りて五十日の飯を三宝に申し、今日よりこれを食す。思い歎くこと千万念。是れ**ただ仏法のためなり**、身のために非ず。 ○ 飯 || 飯虚、方便

\* 私生活においても真剣な信仰と生活態度

\* 法然も病に限り、鳥・魚・葱等の食事を認めている(『往生浄土用心』)。

#### ④ 白河院政以降の仏教

ア

『中右記』(中御門右大臣宗忠日記) 大治四年(一一二九)七月十五日条(裏書)

法皇の御時初めて出来せし事

- ・ 受領の功萬石萬疋進上の事
  - ・ 十餘歳の人と受領と成る事 (中略)
  - ・ 神社佛事封家の納、諸国の吏全く辨濟すべからざる事
  - ・ 天下の過差日を逐うて倍増し、金銀錦繡、下女の装束と成る事
  - ・ 御出家の後、御受戒無き事 ○ 受領 || 国司 功 || 売官、過差 || 贅沢
- \* 院政期間は、

白河讓位の応徳三年(二〇八六)から平家滅亡の元暦二年(一一八五)

\* 中流貴族や武士を登用し地域支配を進めた。↓津軽半島に及んだ。

\* 地方官職の買収が行われ、白河院はその収入で法勝寺などを建立した。

↓平清盛と後白河院も同様。清盛の財で離宮法住寺(三十三間堂)建立。

\* 末法元年永承七年(一〇五二)以降

↓上級貴族の凋落(末世の認識)と重なった。

↓中級貴族や武士たちの経済格差と重なった。

\*法然は、このような世相の中で比叡山に登る。

↓天養二年（一一四五）十三歳（久安三年（一一四七）十五歳）

#### イ 『玉葉』 治承四年（一一八〇）閏二月五日条（清盛逝去の評）

（清盛は）累葉の武士の家に生まれ、勇名を世に被る。（中略）就中、去々年以降強大の威勢、海内に満ち、苛酷の刑罰、天下に普し。（中略）何ぞ況や、天台・法相の仏を魔滅する哉。只だ仏像・堂舎を埋滅するに非ず、顕密の正教、悉く灰燼となす。↓清盛は苛酷な政治を行った「仏敵」という逝去時の評価

## 二、専修仏教と総合仏教

### ① 新仏教「達磨宗」の弾圧

#### ア 『百練抄』建久五年（一一九四）七月五日条

入唐上人栄西、在京上人能仁等、（天目房）達磨宗を建立せしむるの由風聞す。停止すべきの旨、天台宗僧徒奏聞すと云々。停止に従うべき趣、宣下せられると云々。

\*元久の法難以前、天台僧徒は、栄西や能仁の「達磨宗」を禁じた。

↓「渡宋」せず「禅の専修」は排除されている。

↓浄土宗「開宗」は承安五年（一一七五）とするが、法然は公言しない。

#### イ 『興禅護国論』（栄西）

問うて曰く、或る人妄りに禅宗を称して達磨宗という。而るに自ら云う、「行なし修なし、本より煩惱なし。元めより菩提ある故に事戒を用いず、事業を用いず。」（略）何ぞ念仏を修し、舍利を供し、長期節食するを勞すや。

\*栄西は、能仁と異なると主張 ↓建仁寺に真言院・止観院を創建（元久二）

\*能仁禅は「本覚論」に近い。 建久六年ころ暗殺

↓弟子の多くは永平道元の弟子に加わった

### ② 「戒師」法然の立場

#### ア 『玉葉』建久二年（一一九一）九月二十九日条

この日、法然房上人源空を請じ、中宮御受戒のこと有り。先例にこの上人のごときは、（あなが）強ちに貴所に参らざるの由、傾くの輩有りと云々。これ案内を知らざる也。戒を受くるは、これ聊爾に<sup>\*</sup>あらず。伝受の人をもって師たるべし。しかるに近代の名僧等、一切戒律の事を知らず。禅仁・忠尋等の時までは、名僧等皆好んで戒を授く。それより以後すべてこの事なし。 \*聊爾（りゅうじ） || 軽率

\* 兼実は文治五年（一一八九）ころから戒師として法然を招く

↓ 兼実は、内裏の慣例より「真の戒師」を求めた

\* この時は後鳥羽天皇の中宮である宜秋門院任子（実は兼実の娘）の受戒

\* 忠尋、禅仁は天台僧で保延四年（一一三八）と翌年に相次いで寂

↓ その時期は出家しても授戒しない白河院政と重なる

\* 「戒律堅固」な法然像は貞慶も記す。 ↓ 「興福寺奏状」八（後述）

### ③ 武士の信仰の多様性（熊谷直実の氏神信仰）

ア 「熊谷蓮生誓願文」（夢の記）嵯峨清涼寺蔵



（端裏書）

「ふくきたる本くわんを□□□□□□□□□□

十月一日のころんきのゆめ也、ろんにん□□□□□□

かまくらにつくひのよ也、

1 元久三年十月一日よ、ゆめにみる、

2 蓮生、卍よはかりなるそうの往生

3 のほうをゆいやふらんとて、蓮生とろんす

4 るに、むかうていふやうそ、往生こくらくハ、

5 みたのほんくわんにしく事ハなし、

6 たゝみたのほんくわんをもんですと

7 いふはなしての事ハなし、といはれて、

8 □のろんするそう、ことハもせず、ものいハ

9 すしてあたりとみるニ、あまりほんくわんそ

10 と、ゆいつめられて、めをひしきて、みも

11 ひらかすして、うつふりふして、

12 あるとみるほとに、たゝうせにうせて、人に

13 てもならて、きえ〜とたゝうせうたる、

14 けに〜となくなるとみつぽかへゆきうす

15 るとハみえず、たゝきえうするとみえつる也、

16 又ゆめニをなしよみる、これハさきニ見えたり、

17 正月一日にてあるに、かんたいのかとニきて

18 みていふやう、ふくのふくよし、とみのとみ

19 よし、まいりて候といふをき、れんせい

20 いふやうをさめつ〜と三といふ〜とみつるなり、

21 そのつとめて十月二日きし了、

22 これハまさしく、蓮生（花押）

23 みたけの御しんけん也、

24 うちかみにてわします、

\* 『四十八卷伝』未収載

\* 自筆花押がある貴重な文書。

\* 熱烈な専修念仏者とされる熊谷蓮生が、夢を「御嶽の神験なり、氏神に

て御座します」と記す。

\*神祇信仰については津戸為守宛て法然消息（九月十八日付）

「ユノ世ノイノリニ、仏ニモ神ニモ申サム事ハ、ソモクルシミ候マシ・」

#### ④ 地域における念仏信仰の展開と課題

ア 「大胡消息」(『九卷伝』大胡実秀宛)

さきの便にはさしあふ（差合う<sup>びん</sup>||差支える）事候て、御返事こまかに申さず候ひき、さだめて不審におぼし召し候らんと思給候、さてはたづねおほせられ（尋ね仰せられ）候し事とも、御文などにては、たやすく申ひらきがたき事にて候、あはれ（哀れ||是非）京に久しく御逗留候し時、こまかに御沙汰候はましかば、よく候ひなまし、（中略）又罪をつくりたる人だにも、念仏して往生す、まして法華経などうちよみ（打読み||しつかり読み）て、念仏申さんは何かはくるし（苦し||不都合）かるべきと人々の申候らん事は、京辺にもさやうに申候人々おほく候へば、まことにさぞ候らん、それは余宗の意にてこそ候らめ、よしあし（善し悪し）をさだめ申べきに候はず、僻事（ひがごと||間違い）と申さば、をそれある（畏れある||権威のある）かたおほく候、（中略）余行の人なりとも、すべて人をくだし、人をそしる事は、ゆゝしきとが（由々しき咎）おもき事にて（中略）御身一つにまづよくよく往生をねがいて（中略）御披露候まじく候、

\*「専修念仏」の本心を述べた部分は、没後一世紀を経て披露できない

\*関東には、「煩惱即菩提」などという本覚論を曲解する者も多かった

イ 『沙石集』（無住道暁）

凡ソ一切ノ行ヲ禪トミレハ皆禪ナリ。一心ノキハマレル所ニ其証アル故ニ。又一切ヲ念仏トミレハ念仏ナリ（中略）智覚禪師、坐禪ノホカノ行、法華ヲ論シ、念仏ヲ行シ、上品上生ノ往生セル人ナリシ、

ウ 『野守鏡』（作者不詳・鎌倉時代）

然るに此頃の専修の二十五三昧は、観経をよみて法華経をよまざるあり、本願の意樂にしたがい、真実の利益を失なふ、

\*古代以来の地域仏教の主流は、総合的（天台的）修行を中心においていた。

\*このような法華経読誦や禪を兼学する人々と、法然が「心の内にとどめよ」と諭した専修念仏者の間で、対立は次第に激化した。

### 三、「念仏」に対する周囲の認識と法難

#### ① 元久と建永の法難

##### 【元久の法難】

ア 『七箇条制誡』 元久元年（一二〇四）十一月（法然が制止した要旨）

- 一 真言・止観を論破し、阿弥陀仏以外の仏・菩薩を誹謗すること
- 二 無智識を自覚しないで、有智の人に対し論争すること
- 三 別行の人に対し、本業を棄てると称し嘲笑すること
- 四 念仏者に戒は無用と称して娯酒食肉を勧め、律を守る者を雑行人と決めつけ、弥陀の本願に従って造悪を恐れるなと説くこと ↓ 悪人正機
- 五 經典から離れて私義を述べ、諍論を企て混乱させること
- 六 特に唱導を好み、種々の邪法で道俗を教化すること ↓ 六時札贊
- 七 仏説とは言えない法を正法とし、師の説と号すること

\* 元久元年（一二〇四）山僧蜂起に対して十一月七日前後に「送山門起請文」を座主真性に送り（「叡山黒谷沙門源空」と署名）、同時に七条の停止事項を記して一九〇人に署名させている。

制誡（誡飭）↓二字（法名署名）↓誓約↓起請文

\* 一・二・三・五・七は無知と論争への戒め。↓「にわか専修者」

\* これで一時的、元久の法難は鎮定化したのが、四と六は長く問題化した。

##### 【建永の法難】

イ 『興福寺奏状』 元久二年（一二〇五）十月（貞慶の指摘した要旨）

- 一 相伝・勅許なく「浄土宗」と称す（新宗を立てる失）
- 二 「撰取不捨曼陀羅」を描き、専修だけ救われると説く（新像を図する失）
- 三 釈尊の説く諸仏を軽視し阿弥陀仏以外の名号を唱えない（釈尊を軽んずる失）
- 四 經典読誦や造寺造仏を軽視（万善を妨げる失）

\* （法然）上人は智者なり、自らは定めて謗法の心なきか、ただし門弟の中その実知りがたし……（本文）

五 本地垂迹の意味もわからず皇祖神や先祖神を軽視（靈神に背く失）

↓熊谷・津戸・諏訪氏等の神祇信仰については先に触れた。

六 諸行往生の事例は多いのに念仏だけが勝れているという（浄土に暗き失）

七 念仏を口称だけに限定し観念を排除している（念仏を誤る失）

八 決定往生を公言し悪行を重ねる仏法破壊者がいる（釈衆を損ずる失）

\*「浄土の業因盛んに戒行を用う：：ただし末世の沙門無戒・破戒なる、自他許すところ也、専修の中にまた持戒の人無きにあらず、今嘆く所は全くその儀にあらず：：」「洛辺近国はなほ以て尋常なれど、北陸・東海の諸国に至りては専修の僧尼盛んにこの旨を以てすと云々、」（本文）

九 仏法王法は一体だが、他宗を嫌う専修念仏者とは国の仏事もできない（国土を乱す失）

\*「当時浄土の法門始めて興り、専修の要行もつとも盛んなり、王化中興の時と謂ふべきか、ただし、三学已に廢し、八宗まさに滅せんとす：：」（本文）

↓八宗（南都六宗と天台・真言両宗）

↓八宗滅亡⇨鎮護国家（最勝会・仁王会）の衰退

↓「王化中興」：：貞慶による仏教界変化の自覚

\*貞慶は、法然を糾弾しているわけではない。

\*一・二・三・六・七は浄土宗の特徴といふべきものである。

四・五は不当。八は「七箇条制誠」でも問題視された。

#### ウ 『三長記』（頭藏人三条長兼 元久三年（一二〇六）二月条）要旨

朝議の実務者である長兼が興福寺側と折衝。後鳥羽院ほか上卿は、安楽房遵西と法本房行空を「偏執」の罪科に処することで合意していたことが、彼の日記からわかる。 ↓結論がどのようなようになったかの記載は無い。

#### エ 『四十八卷伝』（三十三）要旨

後鳥羽院が熊野詣の建永元年（一二〇六）十二月九日、住蓮・安楽が東山鹿谷で別事念仏や六時礼讃をしていた。多くの聴衆が感激し発心出家してしまった。その中に御所の女房（伊賀局亀菊とも門局ともいう）がいた。これを後鳥羽院に告げた者がおり、院は立腹し住蓮・安楽を処刑、専修念仏停止を進め、翌年二月二十八日、ついに法然も土佐国に配流となった。↓親鸞は越後国

\*法難の詳細は、浄土宗史料意外には見られない。

\*最近の研究では、法然の「土佐国配流」は否定的である。

↓結局、法難は決着しないで連動していたといえる。

② 嘉祿の法難 (法難の経過)



ア 『四十八卷伝』(四十二)

爰に上野国より登山し侍ける並榎の堅者定照、ふかく上人念仏の弘通をそねみ申て、弾選擇といふ破文をつくりて、隆寛律師の庵にをくるに、律師又顛選擇といふ書をしるしてこれをこたふ、その詞には、汝か僻破のあたらざる事、たとへは暗天の飛礫のことしとそあさむかれて侍る、定照いよいよいきとほりて、ことを山門にふれ、衆徒の蜂起をすゝめ、貫主にうたへ、奏聞をへて、隆寛・幸西等を流刑にせしめ、あまさへ上人の大谷の墳墓を破却して、死骸を鴨河になかすへきよし結構す、

○大谷＝洛東大谷(知恩院)

\*法然没後の法難

\*高崎市上並榎に天台宗天龍護国寺

\*大胡・熊谷・藪田に近い

\*上図は『念仏往生伝』所収の地域

\*『弾選擇』『顛選擇』実在せず

\*堅者りっしや＝論義問答(堅義)の回答者、

↓探題 問者 堅者

イ 『明月記』(藤原定家 建保五年(一一二六)三月二十九日条)

近年天下に空阿弥陀仏と称する念仏(者)有り。件の僧は党類を結び、多くの檀越を集める。天下の貴賤は競って結縁す。殊に故宗通卿の後家所造の堂を占(拠)し、その道場となす。これは隆信朝臣の娘九条院の生むところの尼公なり。念仏宗の張本たるの故なり。緇素道俗月ごろ集会す。しからば山門の衆徒またこの事を聞き、鬱憤をなす。あるいは云う、仙洞に訴訟を申せども御制止なしと云々。

(中略) 松明数多 山僧の炬火の由 南に向かう。念仏衆など叫喚東西に馳走す。仏像を抱え、黒衣に懷いて逃散すると云々。勝事と謂うべきなり。

\* 建永の法難以降も念仏は所々で盛んに行われていた。

\* 法然没後は、大谷廟所で念仏する者が、いよいよ盛んになった。

\* 松明を掲げて念仏衆を追求する山僧を、藤原定家は「勝事」と見ていた。

法然没後も出された宣旨

承久元年(一一一九) 専修念仏停止の院宣下る(『高祖遺文録』五)

貞応元年(一一二二) 停止の院宣下る(『百練抄』一三)

ウ 『民経記』嘉禄三年六月二十一日条(広橋経光 紙背部分)

伝聞く、山僧下り、念仏の先師法然房の墓堂を伐つと云々、

\* この前後に山僧蜂起、洛東大谷墓所を破戒

\* これ以前に法然遺骸を改葬

### ③ 貴族の念仏に対する認識

ア 『民経記』(嘉禄三年(一一二二)七月十七日条(宣旨))

念仏行業は衆僧修するところなり。しかるに頃年以来、内に三宝の戒行を守らず、外に数般の制符を顧みず、専修の一字を建て、自余の諸教を破る。或いは京洛をトし、無懺の徒を率い、或いは山林に交わり、不法の侶を招く。

\* 念仏は僧侶の行業

イ 『明月記』建保元(一一二二)年七月十八日条

これ近代念仏宗法師原の所為か。天下の淫女競つて屋形を仮り、狂僧に扈従す。

\* 建永の法難以降の貴族の専修念仏に対する認識

ウ 『同前』同年十一月十五日条

未の時、仁和寺に参らんと欲するの間、季巖僧都来臨す。相逢うて即ち御室に参る。今日念仏を勤めるによつてなり。

\* 定家も仁和寺で念仏を勤めている。

- 三法難は断続的な念仏弾圧であった。
- その後も専修念仏の弾圧は続いた。
- ただし承久の乱（一二三二）後は、皇位継承、荘園管理も幕府が介在した。
  - ↓ 公家・南都北嶺勢力は一気に凋落。 ↓ 在京武士の勢力拡大
- 王法仏法の凋落（権門体制の弛緩）。 ↓ 興福寺勢力も室町期には衰退

## まとめ

↓ 女人は成仏できない仏教の変革

↓ 八宗王法と在俗仏教

↓ 鎌倉時代を通して「寓宗」「附庸宗」

↓ 聖光から良忠附囑（関東教化の意味）

↓ 宗脈・戒脈の要（聖罔以降）